

## 『瑜伽論』に於ける実有と仮有に就いて

向 井 亮

一 はじめに——『瑜伽論』(Yogacarabhūm) は所謂瑜伽唯識派の撰つて立つ最初期の文献であるが、本稿は、そこに於ける「有」の解釈の仕方、特に「実有」と「仮有」の概念を中心に、『俱舍論』に示される説一切有部のそれとも比較しながら明らかにしようとするものである。

『瑜伽論』では、各種の問題に応じ随所に「有」が説かれてはいるが、「有とは何か」を直截に問題にし、それをまとめているのは主に次の箇所である。即ち、本地分中思所成地の第二段(以下『本地分』と略称)、及び、本地分の所説に対する決択 (nam par stān la dhab pa) を説く撰決択分の相応箇所(『決択分』と略称)、そして、法相を分別する (chos kyī mshan rīd bstan pa) とこのの mātrkā を撰める撰事分中本母事序弁撰の初めの段(『撰事分』と略称)である。以下、これらの箇所の所説を拠りどころとして、考察を進めていくことにする。

二 実有と仮有の定義——先ず、「実有」(dravyasat, rīzasu yod pa) は、『決択分』では、次の如く定義される。

「若し、或る存在(漢訳に諸法とある)にして、それ以外の他のものに相待せず (mi los sin)、それ以外の他のものに依存せず、(mi brten par)、自相 (an gi mshan rīd) を施設しうる (dags par byed pa) ならば、それが、要約して実有である」と知るべきである。」

また、『撰事分』では、別の観点からその定義を次の如く説くが、それは『本地分』に説く「自相としての存在」の一種に与えられた定義にそのまま拠っている。

「諸の法(=存在)を詮表するに、名 (mi) が得られ、事 (chos po) が得られて、その名がその事に於いて礙げられることなく (thogs pa med par) はたらく、即ち、或る処に於いてはたらく或る処に於いてはたらかない、というのではない。これが要約して実有と名づく、と知るべきである。」「( ) 内は『撰事分』の漢訳に拠る。」

右の「礙げられることなく」は、「差別なく」(——後出)とも言い換えられ、「一切に遍ねく」(——後述の仮有の規定(Ⅱ)(i))

に対応)の意味を持つ。また、『本地分』では、右の定義に、更に、「名が事に於いて」変易動揺することなし (bhṛnū pa ned pa) とどう規定を加えるが、これは「常なる・一定せる」(——後述の仮有の規定(II)に対応)の意味を持つ。

以上を整理すれば、「実有」は次の如く規定できよう。

「実有」とは、自相 (svakṣana) とこの存在に属し、  
(I) 第一に、その自相の施設 (prajñapti) をなすかぎり、他に相待せず他に依存せざる存在である。

(II) 第二に、その名 (nāman) がその依拠 (adhishṭhāna) ・対象 (ālambana) とこの事 (vastu) に於いて

- (i) 遍なく無制約的に妥当する (ka vyāhāram (= nirviśeṣam) anuvartate : sarvathaga) というの存在、或は
- (ii) 常に自己同一性を保つてゐる (< na vyabhicāro 'sri : nitya) とこの存在である。

次に、「仮有」 (prajñapti-sat, bhaṅga pahi yod pa) は、「実有にあらざるもの」として、『決択分』と『撰事分』では、「実有」の定義に準拠し、それと相対する形で定義されるが、『本地分』では「仮相 (bardahi miṣan hid) とこの存在」として説かれる。今、それらを要約すれば、「仮有」は、次の如く規定できよう。

「仮有」とは、仮相 (samiketa-lakṣaṇa) とこの存在である、

『瑜伽論』に於ける実有と仮有に就いて (向 井)

(I) 第一に、その自相の施設をなせば、他に相待し他に依存せる存在であり、それは、また、

名・想・言詮が多くのもので特定の集合 (samudāya) に於いて起るところの存在である。

(II) 第二に、言詮 (abhiñāpa) が

- (i) 一切に遍ねからざる (asaryatraga) とこの、或は、
- (ii) 常ならざる (anitya) とこの存在である。

以上の「実有」と「仮有」の規定を通して、その第一のもの(I)は謂わば存在論的観点からなされ、第二のもの(II)は謂わば範疇論的観点からなされると言ひえよう。しかし、前者は、あくまでも「自相を施設する」かぎりに於いて在りうるものであり、この意味では後者と区別できなう。このことは、右の定義に使われた施設・言詮などの術語の意味するところを簡単にでも検討することにより理解される。

三 特に施設・言詮などの術語に就いて——prajñapti は、広く言葉・概念による「施設」を意味し、vyavasthāna (安立) の語に通じ (Tib. Trip. 109, p. 286-4-4, Madhyāntavibhāṅgafika, ed. Yamaguchi, p. 6) 更に saṃvṛti (世俗) ・vyavahāra (言説) と同義とされる (B. bh. p. 48, A. K. V. p. 148)。しかう dravya に対に用いられる、実体性なき「単なる名稱」 (mere name, Th. Stecherbatsky: Central Conception, p. 23) 「觀念」 (notation, S. Lévi: Sūtrāntakāra, II, p. 275) の義が教義上附

与され、「仮」「仮名」の意味が強<sup>い</sup>。upacāra (仮説)・sah-keṭa (仮・仮立)の語も同様に解<sup>さ</sup>らる。

nāman (名)・sañjñā (想)・abhiñāpa (言詮)は意味上一連の語の一般の言語的活動の因 (anuvyavahara-hetu. 随説因)であると解される (Y. bh. p. 107, B. bh. p. 97)。又、これら三語と先の施設・世俗・言説・仮説などの語は同義語 (parivāya) であるとも見做される (Tib. Trip. III, p. 66-21)。故に、本稿に引用される名・想・言詮は互いに言い換えても意味上大差なく、また、単に言詮とあつても、それは既に名や想に先行されたものである。

以上のことから、先に規定された「実有」と「仮有」とは、一般の言語的表現活動が行使される領域・次元に於ける「有」なのである。そして、これとは次元を異にした「有」が『瑜伽論』で説く「勝義有」(paramattha-sat)であり、それは、言詮を離れた物自体 (nirabhīṭāya-svabhāva)・事そのもの (vastu-mātra) としてのあり方である。尚、「実有」と「勝義有」とは共に「自相としての存在」と称される(『本地分』)が、その自相の意味するところは、前者では相 (nimitta) であるが、後者では自性 (svabhāva) であると解することができる。

しかし、有部では、周知の如く、その立場から選択した法 (dharma) を別個な dravya たるもの、或は dravyatas に存在すると規定し、更に、その dravya についても本無今有

(abhāvā bhavati) を許さず (A. K. p. 86) 法は svabhāva についで恒に (=三世に) 存在し (A. K. p. 297, 298) 認識・観念 (vijñāna, buddhi) の対象となる限り必ず実在し (A. K. p. 295) 又、また、観念・言語 (buddhi, vacana) を成り立たしめるあり方でもある (A. K. p. 79)。つまり、有部では、少なくとも「有」を規定する限り、「実有」とは、法を指し、即ち「勝義有」なのである。ここでは、『瑜伽論』に於ける如く、「実有」と「勝義有」との間に、言葉・概念のはたらく世界に於いてか否か、という次元の区別を明確になさない。これは結局、般若経の空の思想の洗礼を受けたか否かの違いである。

四 実有と仮有の内容——次に、以上の如く定義され規定された「実有」と「仮有」の具体的な意味内容を、個々の事例に当つて検討しよう。

「実有」は、先ず、世間一般で外界として認められている經驗的事物、即ち自然的存在から区別される。そして、その經驗的な存在は「仮有」とされる。

「色・香・味・触」と名づけられた事」に於いて、食・飲・車・衣・瓶・莊嚴具・舎・軍・林などを仮説する。(『決択分』)

右の「に於いて」とは「に相待し依存して」「集合に於いて」の意味である(——以下の引用文参照)から、そこに於いて仮説された車・瓶などが「仮有」であり、それらの構成要素となり所依となる絶待的な究極的な存在としての色・香などが

「実有」であることは、実有と仮有の第一の規定(I)により明らかである。そして、かくの如き観点から存在の「実」と「仮」の区別を説くのは、『瑜伽論』に先行する諸論書(『婆沙論』卷九〇、『成実論』卷三、等々)に既に見られるものである。

しかし、『瑜伽論』では、更に、次の如き説き方をなす。

「それら〔食・飲・車・衣など〕の想(相)は、色などと名づけられたものの〔特定の〕集合(tadus pa)に於いて、甲〔車〕の想)がはたらけば、乙〔衣〕の想)がはたらかないが故に〔仮有である〕。(中略)〔一方〕色・香・味・触の想は食・飲・衣・莊嚴具などと名づけられた事の一切に於いて、差別なく(ahvāda par med pa)はたらくが故に〔実有である〕。」「〔決択分〕」

これは、実有と仮有の規定の第二(II)(i)による説明である。尚、仮有の規定(II)(ii)の事例としては、「破壊(tha tad pa)に由る」ものとして、「瓶が毀れるとき、「瓶」の言詮は存しえず、「瓦」の言詮が起ころ」(「本地分」)を挙げる。

この第二の規定(II)、即ち名(ニ)想、言詮)が一切に普遍的或は常に自己同一的であるか、否か、により、その名を持てる存在の「実」と「仮」を区別するのは、現存の文献に於いては、『瑜伽論』以前に見られないものであろう。

尚、『俱舍論』賢聖品の第四偈(ā. n. p. 334)に説かれる「有」の二諦、即ち「世俗有」と「勝義有」の理解は、今の第二の規定(II)による「仮有」と「実有」のそれに近い。そこ

に引かれる例も先に見た瓶と瓦のそれである。つまり、有部の「勝義有」(「実有」)は『瑜伽論』の「実有」であり、『瑜伽論』の「勝義有」は有部のそれとは次元を異にする概念である。

次に、「実有」は、先の外界の事物に対して何らかの意味で内的なものとして一般に認められている実体的な存在、即ち我(ātman)や補特伽羅(puṅgala)から区別される。そして、その我などは「仮有」となす。その説明は、実有・仮有の第一の規定(I)によりなされるが、それは所謂五蘊無我說として諸論書に既に一般的なものである。尚、我などの「仮」を説くに、仮有の第二の規定(II)によるものは存しないが、それは我などが、実有の第二の規定(II)にて規定されうる如き存在として元来立てられているため、仮有の第二の規定(II)を以つてその「仮」を主張しても意味をなさないからである。代つて、次項に考察する如き、第三の実有・仮有の規定が取られることになる。

以上により、一応、「実有」と「仮有」の具体的な意味内容、即ちそれぞれの領域が明らかとなつた。

五 特に実有・仮有と現量比量に就いて——『決択分』では、「実有」と「仮有」を論ずる間に、従来のものとはや異なる我説批判(即ち所謂人無我說)が詳論されている。<sup>⑩</sup>

その基本的な観点が最初の総破の段に次の如く示される。

「我は、(一)「五蘊の内外等にそれの」自相が了得されない(mi-dmigs pa)が故に、また、(二)「実有なる眼処などの如くには、それの」別なる業(as || 作用)が経験されない(mi snan ba)が故に、実有ではない」と結論せられる。」

右の(一)「自相が了得されなく(anupalabdha)」、及び(二)業(karman || 作用)が経験されなく(adṛṣya)とは、それぞれ「現量(prayaksa)及び(二)比量(anumanā)が存しなく」ということなのである。

その所以は、『瑜伽論』では、それらの量(pramāna)を次の如く理解しているからである。即ち、(一)現量に「色根の現量(rūpin indriya-pratyakṣa)」と「意領受の現量(mano'rubhava-piṇḍa)」を挙げ、両者はそれぞれ五根と意との境を相となすと解する。そして、五根を所依とする前五識は五境の自相を、意を等無間依とする意識はその一つの作用として自境の自相を了別する、と既に規定している(y. bh. p. 5, 12)からである。また、(二)比量には五種を挙げ、そのうち「業にもとづく(kamataṣ)」比量は、見るという作用(ṛitṣya)からその所依(āśraya)なる眼の存在を推知するたぐいである、と解しているからである。

ここに、「実有」と「仮有」を、現量或は比量が存するか否かにより區別する第三の規定が加わつたことになる。これは、先の第一・第二のものに比して謂わば認識論的観点から

のものと言いえよう。尚、我を量の存しないことより破している論書は、『瑜伽論』以前にも指摘できる(『方便心論』、『中論青目釈』卷三、等)が、それらでは、量の理解を『瑜伽論』と異にし、また上述の如き仮実の観点から説いているのではない。

ここで注意されることは、『俱舍論』破我品の最初の所謂總破の段(A. K. p. 461)で、論主世親が、『瑜伽論』の上述の如き観点から我を論じていることである。即ち、我は「実」としてではなく「仮」としてのみ許し、「現量も比量も存しないが故に」と説き、そして、現量及び比量により了得されるのは六境と意及び五根の如きであると解するのである。更に、この同じ観点から世親或は経部師が有部の心不相応行と無為の「実」を破していることである。例えば「その無為」には色・受などの如く自性が了得されなく、眼などの如く作用も「了得され」ない(A. K. p. 93, cf. p. 63, 76)と。

六 おわりに——以上の考察で『瑜伽論』の「実有」と「仮有」の概念規定及びその内容が明らかにになり、この論の「有」の解釈の仕方的一面が知られた。しかし、『瑜伽論』では更に「勝義有」の概念を以つて「有」を解釈する。つまり、三種の「有」を説く。これに就いては稿を改めて考察する。また、有部の所謂三世実有所の批判を通して過未無体の立場からも「有」は解釈されるが、その一端は既に考察した<sup>13)</sup>

ので本稿で改めて論及することは避けた。

- 1 Y. bh. : The Yogācārahūmi, part I, ed. V. Bhattacharya; B. bh. : Bodhisattvabhūmi, ed. U. Wogihara.
- 2 A. K. : Abhidharmakośabhāṣya, ed. P. Pradhan; A. K. V. : Sphuṭārthā Abhidharmakośavyākhyā, ed. U. Wogihara.
- 3 *Tib. Trip. Peking Ed.*, vol. 109, p. 304-4-4ff. 玄奘訳巻十六 (大正三〇・三六一a以下)。
- 4 *ibid.*, III, p. 23-2-3ff. 玄奘訳巻六十五 (大正三〇・六五九c以下)。
- 5 玄奘訳巻一百 (大正三〇・八七八c以下)。尚、この箇所の内容ネット訳は存じなご。
- 6 「施設」の仏教に於ける術語としての意味と、そのバリー文献に於ける独自の論究に就いては、水野弘元博士が「施設について」(『中野教授古稀記念論文集』三一―五一頁)で詳察されている。
- 7 ヤシヨミートラは、その釈ビ、*svakakṣaṇa* の概念を以て多く *dravya* を、*śūnyatā* 勝義有を解する (A. K. V. p. 173, 524, etc.)。尚、右に例示した箇所の中 (p. 524 (I. 29)) のものは明らかに『瑜伽論』に基づく瑜伽唯識派 (Yogācāra) の説として出されていることに注意すべきである。
- 8 サンガバドらは、『順正理論』で、二諦の相に関する上座の言として——「I) 若於多物、施設為有、名為三世俗。但於二物、施設為有、名為勝義。又 II) 細分別所目法、時便失二本名、一名為三世俗。若細分別所目法、時不、失二本名、名為勝義。」(大正二九『瑜伽論』に於ける実有と仮有に就いて (向 井)

六六六b)を出しているが、この所説は、その「勝義〔有〕」を実有となせば、『瑜伽論』の「仮有(≡世俗有)」と「実有」の第一I)・第二II)の規定にそれぞれ対応し、基本的に同じ趣意のものである。そしてこの説はそのまま『俱舍論』の「有」の二諦説にも通ずる。加えて、『順正理論』の上座なる師を『俱舍論記』巻九(大正四一・一六六a)及び『成唯識論述記』巻四本(大正四三・三五八a)の如く経量部中の古師室利羅多 (Śrīlata) とあるとするならば、『瑜伽論』の「仮有」「実有」の説と『俱舍論』の二諦説とは、経量部系の説をひくものとなる。尚、『俱舍論』の場合に関しては、このことを既に服部正明氏が指摘され、是認されている(『仏教の思想4——認識と超越(唯識)』八三―四頁)。

- 9 尚、有部の「実有」の意味内容に就いては、中村元博士の「説一切有部の立場」(『倫理学年報第六集』二四六―四八頁)の考察がある。
- 10 中村元『インド思想の諸問題』一四三頁参照。
- 11 *Tib. Trip.* 109, p. 300-2-1 ff. 玄奘訳巻十五 (大正三〇・三五七a以下)。近、A. Wayman : The Rules of Debate Accounting to Asaṅga, JAOS, Vol. 78 (1958), pp. 29~40, 及宇井伯寿『仏教論理学』一一八―一三五頁参照。
- 12 尚、『瑜伽論』でも、心不相応行・無為など法の仮実に就いての論議は非常に詳しいが、それは、独立の課題として取りあげべき問題を有しているので本稿では省略した。
- 13 拙稿『瑜伽論』に於ける過去未來実有論に就いて(『印仏研』第二十卷第二号一四〇頁以下)参照。